



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276

担当: 花村

外国人労働者を雇い入れる時の留意点

企業でも外国人を雇用する機会が増えました。外国人を雇い入れる際には、在留資格の有無の確認や、ハローワークへの届出等をする必要があります。今回は、外国人労働者を雇い入れる時に注意する点をご案内いたします。



1. 会社が雇用することができる外国人

次のいずれかに該当する外国人は、雇い入れることができます。

日本国籍を持つ人

就労が認められる在留資格を持っている人



在留資格が、次のいずれかに該当する場合は、原則として就労できません。

【文化活動・短期滞在・留学・就学・研修・家族滞在】

ただし、留学・就学・家族滞在の人が、資格外活動許可を受けているとき
就労可能です。

→ 在留資格は27種類あります

< 在留資格の確認方法は >

就労が可能か否かは、下記の書類により確認できます

パスポート

外国人登録証明書

資格外活動許可書

在留資格/在留期限
を確認



2. 雇用管理上の注意点

外国人労働者にも労働基準法、労災保険法等の労働法が適用されます

国籍に関わらず、労働時間・雇用期間が加入要件に該当する場合は、雇用保険、社会保険へ加入しなければいけません

雇用保険加入の有無に関わらず、雇い入れ時に、ハローワークへ外国人雇用状況の届出が必要です



雇用保険に加入する場合 「雇用保険被保険者資格取得届」の

備考欄に国籍、在留資格、在留期限等を記入し、入社した月の

翌月10日までに提出する

雇用保険に加入しない場合 「雇入れに係る外国人雇用状況届出書

(様式第3号)」を入社した月の翌月末までに提出する

外国人労働者の雇用について、詳細はお問い合わせください。